

# 一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 28 年 8 月 24 日  
東村山市議会議長 様

議席番号 24 番  
質問者 渡辺 みのる

## 記

番号	質問の項目と要旨
1	<p><b>公立保育所民間移管について</b></p> <p>公立保育所民間移管事業は、本年5月25日にガイドライン検討会議が終了し、7月8日から27日までパブリックコメントが行われた。また7月中には、第二・第六両保育園の民間移管担当により、保護者アンケートが実施された。アンケートの結果を受け、また、パブリックコメントに寄せられた意見などについて、今後の民間移管事業の進め方など、以下伺う。</p> <p>①パブリックコメントには何件の意見が寄せられたのか。また、どのような意見があり、どのように回答したのか。</p> <p>②第二・第六両園の保護者アンケートの結果について、市としてどのようにとらえているのか。</p> <p>③6月定例会で、「保護者の大方の理解を得たととらえている」と答弁されたが、アンケートの結果、第二では57,1%が民間移管に不安があると答え、第六では40%が民間移管に反対と答えている。この結果を見ても、「大方の理解を得た」といえるのか。</p> <p>④説明会の開催について、期間や回数のみを挙げているが、民間移管そのもの説明と意見交換がほとんどされていないと感じているが、どのように考えているのか。</p> <p>⑤いまだ、多くの保護者が理解も納得もしていないということが結果として表れているが、スケジュールをさらに延期してでも保護者の理解を得る考えはないのか。市長に伺う。</p>
2	<p><b>市民本位で愛着と誇りのもてるまちづくりを</b></p> <p>昨今、市内各所において中小規模の乱開発ともいえる宅地・分譲開発が相次いでいる。市のまちづくりの方針との整合性や、「みんなですすめるまちづくり基本条例」における、“市民参加”と“情報の共有”はどのようになされているのか。また、将来世代にどのような東村山を残していくのか。以下伺う。</p>

番号	質問の項目と要旨
	(1)「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などのまちづくりにおける諸計画で、まちづくりの方針がそれぞれ記載されているが、東村山市をどのようなまちにしていくのか。市長の考えを伺う。
	(2)近年、農地など民有地が部分的に売払われ宅地・分譲開発されている場面を見かける。このような開発が、市のまちづくりの方針や市民が求めるまちづくりに、合致するものなのか。開発によって、東村山の誇るべき豊かな緑や、貴重な史跡を失うものになるとの危惧をもって、以下伺う。
	①どのような場合にこのような民有地の売払いや開発が行われるのか。見解を伺う。
	②農地など民有地の売払いや、宅地・分譲開発が行われる際、市としてどのように把握し、指導や助言、要請を行っているのか。
	③現在、久米川町5丁目10番地内において宅地開発が行われているが、同地内に建てられていた門を保存してほしいとの要望がだされたと聞いている。どのように答えたのか。
	④市として、このような乱開発ともいえる中小規模開発を抑制し、市民本位で秩序のある整備・開発をしていくことが必要と考えるが見解を伺う。
	(3)本年4月、東京都は「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定した。東村山市内では6路線が優先整備路線に位置づけられ、そのうち4路線が市施工となっている。市民生活の基盤である生活道路の整備・補修が立ち遅れており、多額の費用と多くの時間を必要とする都市計画道路に傾注することは、市民生活を無視した行為であると指摘し、以下伺う。
	①現在市が施工中、または、市が施行することが確定している都市計画道路(鉄道附属街路、みちづくり・まちづくりパートナー事業も含む)すべてで、市が負担する事業費はいくらになると試算しているのか。路線ごとと総額を伺う。
	②生活道路の整備や補修・拡幅が立ち遅れていることについて、市としてどのような計画をもって進めていくのか。
	③部分的な民有地の売払いが発生したり、宅地開発や家屋の建て替えの際に、市道拡幅に有用な土地の取得を地権者や所有者と交渉していくことが必要と考えるが、見解を伺う。

議席番号 24 番

質問者 渡辺 みのる

番号	質問の項目と要旨
	(4)将来世代にどのような街を残していくのか。そのためにはどのような課題
	があるのか。市長の考えを伺う。